

令和 7 年 4 月 4 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長**交通事故撲滅に向けた取組みについて(通知)**

令和6年度における、当課に報告された無責事故等を除く許可業者による交通事故の報告件数は74件となり、昨年度の過去最多報告件数76件と比べて減少したが、依然として多い件数であり、まだまだ予断を許さない状況である。

今年度についても、下記の重点目標を掲げ、交通法規の遵守・運転マナーの向上を図り、交通事故撲滅に取り組むこととする。

については、各許可業者において、従業者に対する安全運転教育を実施するなど、交通事故撲滅に真摯に取り組むこと。

また、昨年度も当課には交通ルールや運転マナーに関する苦情が数多く寄せられており、その中には明らかに交通違反を行っているという内容もあり、誠に遺憾である。社内の従業者には、特に交通法規の遵守に関する周知徹底を行うとともに、ドライブレコーダーの映像を適宜確認し、違反者には厳しく指導を行うこと。

**記****【令和7年度交通事故撲滅に向けた重点目標】**

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 十分な車間距離を保ち、余裕をもった運転を心掛けること。
- 歩道走行や車道の逆走（車両の逆止めを含む）を行わないこと。
- 車体サイズを正確に認識することや、無蓋車の荷台扉が閉扉していることを確認すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- アルコールチェック、免許証の確認、車両の日常点検など運行前点検を徹底すること。
- 従業者の健康状態や体調管理を把握することに努めること。